

河津町企業版ふるさと納税実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の実施について、必要な事項を定めるとともに、本町を応援しようとする法人から寄附金を募り、これを財源として河津町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる河津町まち・ひと・しごと創生推進事業を実施することにより、人口減少及び少子高齢化を和らげ、将来にわたり「活力ある地域社会」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、河津町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる河津町まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う、10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、河津町企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を町長へ提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 町長は、事業費の範囲内で前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人からの寄附金を受領するとともに、当該法人に受領証（様式第2号）を交付するものとする。

2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、町長は、事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 町長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(公表)

第5条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、広報又は町ホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、寄附対

象法人の了承が得られないときはこの限りでない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号

様式第1号（第3条関係）

河津町企業版ふるさと納税寄附申出書

年 月 日

河津町長

(法人名)
(法人番号)
(代表者氏名)
(所在地)

(連絡先)

河津町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業のうち、下記事業に対し寄附することを申し出ます。

記

1. 事業の名称：

2. 寄附申出額： 円

※なお、上記の寄附は、指定のあった時期に（郵便払込票・銀行振込・現金書留・窓口持参）により入金します。

※企業情報（企業名、所在地、ホームページリンク先等）及び寄附金額を、ホームページ及び広報誌等河津町の発行する情報媒体にて公表することに（同意します・同意しません）。

※町への応援メッセージ

様式第2号

様式第2号（第4条関係）

受 領 証

年 月 日

様

河津町長



地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明いたします。

記

1. 事業の名称

2. 寄附年月日 年 月 日

3. 寄附金額 円

様式第3号

様式第3号（第4条関係）

事業費確定通知書

年 月 日

様

河津町長



年 月 日付で貴社から寄附を受領いたしました、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 事業の名称

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費 _____ 円

当該事業に対する寄附の受領額 _____ 円

うち、貴社からの受領額 _____ 円